

## 地域型の生活支援コーディネーターと協議会のあり方について

### ・生活支援コーディネーターの目的・役割等について（国のガイドラインより）

#### 設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズと提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

#### 役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発（広域・地域型）
- サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築（広域・地域型）
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング（地域型）

#### 配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

### ・吹田市の生活支援コーディネーターの現状について

本市においては、生活支援コーディネーターの役割と、いろいろな人と「みんなで助け合えるまちづくり＝地域の福祉活動」をすすめる団体である、社会福祉協議会の役割は重なる部分が多いため、平成 28 年 4 月より、広域型生活支援コーディネーター 1 名を吹田市社会福祉協議会に委託しています。

### ・地域型の生活支援コーディネーターについて

各地域における地域づくりの担い手として、本市では CSW を 13 名、吹田市社会福祉協議会に委託し配置するとともに、地域包括支援センターを直営・委託を含めて 15 カ所設置しています。広域型生活支援コーディネーターが、これらの既存の担い手と連携することにより、地域型生活支援コーディネーターを新たに配置しなくても、各地域における生活支援体制の整備及び高齢者を支えあう地域づくりを推進することができるのではと考えます。

・協議体の目的・役割等について（国のガイドラインより）

**設置目的**

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

**役割**

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査等）
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

**設置主体**

設置主体は市町村であり、広域型のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

\* 地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

\* 特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

・吹田市の協議体の現状について

本市においては、平成 27 年度に吹田市生活支援体制整備協議会準備会を 3 回行い、協議会のあり方を検討し、平成 28 年度には吹田市生活支援体制整備協議会を設置しました。

・地域型の協議体について

様々な機会において地域の課題を検討する場があり、それらの場には CSW や地域包括支援センター職員が出席しており、それらの協議会等を、広域型生活支援コーディネーターが活用することにより、地域型の協議体を新たに設置しなくても、各地域ごとの地域づくりを進める場になり得ると考えます。

**参考 生活支援コーディネーターの配置状況（平成 28 年 8 月時点）**

（大阪府内の 43 市町村のうち）

- ・ 広域型生活支援コーディネーターは 24 市町村（うち 21 市町村は社協が受託）で配置済み。また、6 市町村が今後、社協に委託予定。（13 市町村は配置先未定）

【出典：大阪府社協「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みに関する調査】